

令和5年5月31日招集

5月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

令和4年度5月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和5年5月31日(水) 午後2時30分から午後3時19分

2 開催場所 江南区役所3階302会議室

3 出席委員 (33人)

農業委員

1番 首藤正男	2番 田村良雄	3番 若林清廣
	5番 田中さとみ	6番 山岸信一
7番 成田誠一	8番 平野榮治	9番 阿部信行
10番 佐藤英一	11番 高橋潤一	12番 伊藤隆
13番 塩原信子	14番 野澤栄	
16番 本間雄一	17番 大嶋喜芳	18番 渡部藤四夫
19番 江端美春	20番 小林喜一郎	21番 間宮一
22番 草野伸一	23番 増井勝	24番 吉田浩

農地利用最適化推進委員

1番 本田敏明	2番 山岸洋子	3番 鈴木健二
	5番 長井範親	6番 笠原綱生
7番 帯瀬和幸	8番 田中隆市	9番 高井利明
10番 原田秀一	11番 堀内多計司	12番 武田要一郎

4 欠席委員 (3名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第7号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について
議案第8号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第9号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について
議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について
議案第11号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第12号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について
議案第13号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長補佐 小沢昌己
北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 嶋倉明彦

南区事務所長 滝沢秀樹 西区事務所長 佐藤清隆
西蒲区事務所長 佐々木徹
管理係長 上田芳則 農地係長 早川努 農政振興係長 和田友宏
管理係主査 武田勇 農政振興係主査 井上勝雄

7 会議の概要

<p>小沢次長補佐 開始時刻 14:30</p>	<p>ただいまから、新潟市農業委員会令和5年度5月定例総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、総会資料の差し替えがあります。</p> <p>議案作成後、申請の取下げがあり、差し替えをお願いするものです。</p> <p>本日は、4番 虎澤委員が全国農業委員会会長大会のため、欠席であります。それから、15番 平原大悟委員より欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。出席委員は24名中22名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、同会議規則第6条の規定により、会長に代わり、首藤会長職務代理者に議長を務めていただくこととし、首藤会長職務代理者は議長席へご移動をお願いします。</p>
<p>議長（会長代理）</p>	<p>【あいさつ】</p> <p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長（会長代理）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は7番 成田誠一委員、9番 阿部信行委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、追加議案第13号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、</p> <p>議案第7号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、 議案第8号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、 議案第9号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、 議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について、一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>

農地係長	<p>はい。議長。農地係の早川でございます。</p> <p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p> <p>差し替えをお願いいたしました議案書 1 ページの地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第 13 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定が、北区で 2 件、中央地区で 3 件、秋葉区で 1 件、南区で 3 件、西区で 1 件、西蒲区で 4 件の計 14 件です。</p> <p>次に議案第 7 号 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定が、西区で 2 件です。</p> <p>次に議案第 8 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定が、北区で 1 件、中央地区で 6 件、秋葉区で 1 件、南区で 1 件、西区で 4 件、西蒲区で 3 件の計 16 件です。</p> <p>次に議案第 9 号 事業計画変更承認申請に関する処分決定が、中央地区で 2 件、西蒲区で 1 件の計 3 件です。</p> <p>次に議案第 10 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定が、中央地区で 1 件です。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は 36 件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長（会長代理）	<p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p>
北区部会長	<p>北区部会長の本田でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>北区部会の審査案件の 3 件は、去る 5 月 29 日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第 13 号農地法第 3 条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書 2 ページをご覧ください。</p> <p>「北 1 号」「北 2 号」は、農地を売買によって取得するものです。いずれも譲受人が規模拡大のため、所有権を移転するものです。経営する農地は全て耕作されており、権利取得後も効率的に耕作できると判断しました。</p> <p>以上、農地法第 3 条許可申請 2 件について、いずれも問題ないと</p>

<p>議長（会長代理）</p> <p>中央地区部会長</p>	<p>判断しました。</p> <p>次に議案第8号農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書10ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は、農地を売買によって取得し、露天駐車場に転用するものです。</p> <p>転用者の代表は3月に、申請地の隣接地を農地転用し、露天駐車場にしましたが、今後、事業を拡大するため、申請に至りました。</p> <p>農地区分は、第2種農地で、土地改良区域外であり、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請1件について、問題ないと判断しました。</p> <p>北区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。中央地区部会の報告をお願いします。</p> <p>中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>中央地区部会の審査案件の12件は、去る5月29日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第13号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、譲渡人の離農により贈与するものです、</p> <p>「中2号」は、申請地を賃借していた譲受人が売買により所有権を取得するものです。</p> <p>「中3号」は、譲受人の規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>続きまして、議案第8号農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>11ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、賃借権を設定し、露店駐車場敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は事務所合併に伴う駐車場拡大のため申請にいたしました。</p> <p>農地区分は第2種農地です。</p> <p>排水計画も整っており周辺農地に影響のない計画になっていま</p>
--------------------------------	---

す。

「中2号」は、使用貸借権を設定し、個人住宅敷地に転用するものです。

転用者は、現在共同住宅に住んでいますが、子供が生まれ、手狭になることから、個人住宅を建築するため、申請にいたしました。

農地区分は、第1種農地であり、転用は原則不許可ですが、集落に接続して建設されるため、例外的に許可できるものです。

汚水、生活排水は合併浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝へ排水します。

「中3号」は、賃借権を設定し、仮説現場事務所等の敷地として一時的に転用するものです。

転用者は、ガソリンスタンド工事を請負ったことで、隣接地を現場事務所等の敷地にするため申請にいたしました。

農地区分は、第1種農地であり、転用は原則不許可ですが、一時的な利用で、工事に必要な敷地であることから、例外的に許可できるものです。

排水については、雨水処理だけで、自然浸透で対応し、隣地には迷惑がかからないよう十分注意することです。

「中4号」は、令和5年4月総会にて許可された案件ですが、賃借権の設定から売買での契約となったことから、あらためて申請にいたしました。

転用者が父親の土地を譲り受け共同住宅を建築するものです。

農地区分は第3種農地です。

排水について、雨水は道路側溝へ排水し、汚水は公共下水道に接続します。

12ページをご覧ください。

「中5号」は、売買により、個人住宅敷地に転用するものです。転用者は現在住んでいる共同住宅が手狭になってきたことから当該地に住宅を新築するため、申請にいたしました。

農地区分は第3種農地です。

排水について、雨水は浸透枳、汚水は公共下水道に接続します。

「中6号」は使用貸借権を設定し、農作業所建設敷地に転用するものです。

転用者は、規模拡大のため、新たな施設が必要となり、申請にいたしました。

農地区分は、農用地ですが、農業用施設用地として許可できるも

<p>議 長（会長代理）</p> <p>秋葉区部会長</p>	<p>のです。</p> <p>排水について、雨水は敷地内にU字溝を設置し農業用排水路へ排出します。</p> <p>続きまして、議案第9号事業計画変更承認申請に関する処分決定についてです。</p> <p>17ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、先ほどの5条許可申請案件の「中4号」で説明しました賃借権の設定から売買による所有権の移転に変更し共同住宅を建築するものです。</p> <p>「中2号」は、令和5年3月総会にて、主要地方道新潟中央環状線の道路改良工事における工事期間中の迂回路として一時転用の許可をされたものです。</p> <p>その後、追加工事により、令和5年6月末までだった一時転用期間を9月29日まで延長するものです。</p> <p>続きまして、議案第10号相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定についてです。</p> <p>申請地は、願出人がこれまで耕作してきた農地で、今後も引き続き農業経営を行うことを確認しました。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請3件、第5条許可申請6件、事業計画変更承認2件、相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件について、いずれも問題ないと判断しました。以上です。</p> <p>ありがとうございました。秋葉区部会の報告をお願いします。</p> <p>秋葉区部会長の長井でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>秋葉区部会は議案記載の2件を、29日に審査いたしました。</p> <p>議案第13号農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>議案書4ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は不在地主が現耕作者に贈与するための申請です。</p> <p>続いて議案第8号農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>議案書13ページをご覧ください。</p> <p>本件は、集落内の3種農地に個人住宅を建設する目的で申請したものです。</p>
--------------------------------	---

<p>議長（会長代理）</p>	<p>以上2件、いずれも区部会は問題ないと判断しました。 秋葉区部会の報告は、以上です。</p>
<p>南区部会長</p>	<p>ありがとうございました。南区部会の報告をお願いします。</p> <p>南区部会長の帯瀬でございます。 それでは、ご報告させていただきます。 南区部会の審査案件は4件で、去る5月29日に審査を行いました。 まず、議案第13号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。 議案書の5ページをご覧ください。 「南1号」は、申請地を賃借している譲受人が、規模拡大を図るため売買により所有権を取得するものです。 次の「南2号」は、隣接地を耕作している譲受人が、売買により所有権を取得するものです。 次の「南3号」は、譲受人の自宅前にある小規模な農地を売買により所有権を取得するものです。 次に、議案第8号 農地法第5条許可申請についてです。 議案書の14ページをご覧ください。 「南1号」は、農地に賃借権を設定し、現場事務所及び休憩所設置敷地に一時転用するものです。 転用者は、信濃川下流河川事務所発注の工事を請け負い、現場事務所が必要となり申請に至りました。 申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。 申請地は周辺農地への防除措置もとられ、周辺に影響のない計画となっております。 以上、農地法第3条許可申請3件、農地法第5条許可申請1件について、いずれも問題ないと判断しました。南区部会の報告は、以上です。</p>
<p>議長（会長代理）</p> <p>西区部会長</p>	<p>ありがとうございました。西区部会の報告をお願いします。</p> <p>西区部会長の高井でございます。 5月29日に開催した西区部会での審査報告をいたします。</p>

議案書の6ページをご覧ください。

議案第13号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。

「西1号」は、農地を売買によって取得するものです。

譲受人の経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

以上、農地法第3条許可申請1件については、問題ないと判断しました。

次に、議案書の9ページをご覧ください。

議案第7号 農地法第4条許可申請に関する処分決定についてです。

「西1号」は、露天資材置場敷地に転用するものです。

申請地に隣接する資材置場が手ぜまになることから、申請に至りました。

申請地の周りに土留めが設置してあり、周辺農地に影響はありません。

「西2号」は、農業用資材倉庫建築敷地に転用するものです。

申請地に隣接する既存施設が手ぜまであるため、申請に至りました。

申請地の周りに土留めが設置してあり、周辺農地に影響はありません。

以上、農地法第4条許可申請2件については、いずれも問題ないと判断しました。

次に、議案書の15ページをご覧ください。

議案第8号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。

「西1号」は、農舎・露天駐車場・資材置場敷地に転用するものです。

転用者は、設備会社を営んでおり、作業用の駐車場及び資材置場などに使用するため、申請に至りました。

申請地の周りに土留めが設置してあり、周辺農地に影響はありません。

隣接する宅地、33.05㎡についても、申請に合わせて同時利用しようとするものです。

「西2号」は、農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。

転用者は、現在、アパートに居住していますが、手ぜまであるた

<p>議長（会長代理）</p> <p>西蒲区部会長</p>	<p>め申請に至りました。</p> <p>周囲に農地は無く、排水計画も整っていることから、周辺農地に影響はありません。</p> <p>隣接する主に宅地、168.56㎡についても、申請に合わせて同時利用しようとするものです。</p> <p>「西3号及び4号」は、農地を売買によって取得し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、いずれも、アパートに居住していますが、手ぜまであるため申請に至りました。</p> <p>土留めにより排水対策を行うなど、周辺農地に影響はありません。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請4件については、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。西蒲区部会の報告をお願いします。</p> <p>西蒲区部会長の堀内でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の8件は、去る5月29日に開催しました西蒲区部会にて審査を行いました。</p> <p>まず、議案第13号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。議案書7ページ及び8ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」「蒲4号」は、譲受人が規模拡大のため、農地を売買によって取得するものです。</p> <p>「蒲2号」は、同一世帯内の夫から妻へ贈与するものです。</p> <p>「蒲3号」は、譲渡人が農地を処分するため、譲受人へ贈与するものです。</p> <p>次に、議案第8号 農地法第5条許可申請についてです。議案書16ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」「蒲2号」は、申請地を父から使用貸借により借り受け、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>「蒲1号」の転用者は、現在実家で両親及び弟夫婦と居住しているため狭く、ゆとりがないため、住宅建築申請に至りました。</p> <p>「蒲2号」の転用者は、実家に隣接した形で個人住宅を建築するため、申請に至りました。</p>
-------------------------------	---

	<p>土地改良区からは差し支えない旨の意見書を得ています。</p> <p>なお、隣接する宅地58㎡についても、申請に合わせて同時利用しようとするものです。</p> <p>「蒲 3 号」は、申請地を父から贈与を受け、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、現在実家で親世帯と居住しているものの、子供が増え成長し、手狭になったため、住宅建築申請に至りました。</p> <p>土地改良区からは差し支えない旨の意見書を得ています。</p> <p>「蒲 1号」「蒲 2号」「蒲 3号」の農地区分は、いずれも第1種農地に分類されるところですが、例外的に許可できるものであり、排水計画も整い、周辺農地に影響のない計画となっています。</p> <p>次に、議案第 9 号 事業計画変更承認申請についてです。議案書 18 ページをご覧ください。</p> <p>「蒲 1号」は、当初計画者が、平成 15 年に転用許可を受けましたが、都合により事業実施には至りませんでした。この度、承継者が個人住宅を建築するにあたり、申請地が計画上必要となるため申請にいたしました。</p> <p>以上、農地法第 3 条許可申請 4 件、第 5 条許可申請 3 件、事業計画変更承認申請 1 件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p>
<p>議 長（会長代理）</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
<p>議 長（会長代理）</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書 2 ページ 追加議案第 1 3 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。</p> <p>なお、委員関連の事案が含まれておりますので関係委員は「農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項」議事参与の制限の規定により、審議開始から終了まで退席をお願いします。なお、審議終了後に入室、着席していただきます。</p> <p>関係委員は退出をお願いいたします。</p>

議 長（会長代理）	<p>それでは、追加議案第13号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。</p> <p>許可相当と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議 長（会長代理）	<p>皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>関係の委員から入室していただいでください。</p>
議 長（会長代理）	<p>次に、議案書9ページ、議案第7号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議 長（会長代理）	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書10ページ、議案第8号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議 長（会長代理）	<p>なお、議案書11ページ、中1号については、3,000㎡を超える案件であることから、県農業会議へ諮問を行い、そこで異議なしの場合、許可処分となります。それ以外の場合は、次回の定例総会で再度審議することといたします。</p> <p>中1号以外の事案は諮問が不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書17ページ、議案第9号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>

<p>議長（会長代理）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案書19ページ、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議長（会長代理）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、別冊1の議案第11号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、</p> <p>別冊2の議案第12号 新潟市農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見決定について、</p> <p>一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>農政振興係の和田です。議案第11号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、すみませんが座って説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料別冊1をご覧ください。</p> <p>初めに、農業経営基盤強化促進法に基づく案件についてです。表紙をめくっていただいて、1ページ、令和5年5月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、秋葉区2件、南区1件、合計で件数3件、面積4,390㎡です。</p> <p>次に、所有権移転の売買について、北区2件、中央地区4件、南区2件、西蒲区2件、合計で件数10件、面積32,518㎡です。</p> <p>次に、所有権移転の交換について、南区2件、面積1,986㎡です。詳細につきましては、一枚めくっていただいて、議案書の4ページ以降となります。</p> <p>新規及び更新の利用権設定、所有権移転については、4ページから10ページのとおりです。</p> <p>続いて、農地中間管理事業関係についてです。一枚めくっていた</p>

	<p>だいて、11ページ、令和5年5月の利用権促進事業(農地中間管理事業)地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、北区8件、中央地区63件、秋葉区60件、南区2件、西区60件、西蒲区126件、合計で件数319件、面積1,239,738㎡です。</p> <p>詳細につきましては一枚めくっていただいて、14ページから79ページのとおりです。</p> <p>以上につきまして、申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしていると考えられ、また、いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。</p> <p>従いまして、本日の定例総会で承認をいただいたのち、80ページのとおり農用地利用集積計画を公告いただくよう、市長に対して依頼します。</p> <p>市の公告については、令和5年6月14日からとなります。ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>引き続き、議案第12号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料別冊2をご覧ください。</p> <p>資料の裏面1ページのとおり、移転の申出がありました。</p> <p>市が促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされているため、市から5月10日付で意見聴取の依頼を受けているところであります。</p> <p>従いまして、2ページとおり、計画案に対してご意見等がなければ、意見なしの旨を回答することお諮りするものです。</p> <p>なお、促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。県の公告は令和5年7月28日からとなります。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>議 長 (会長代理) ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>議 長 (会長代理) 皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入</p>
--	--

<p>議長（会長代理）</p>	<p>ります。</p> <p>議案第11号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。</p> <p>それでは、別冊1の議案第11号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議長（会長代理）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただいでください。</p>
<p>議長（会長代理）</p>	<p>次に、別冊2の議案第12号 新潟市農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見決定について、審議いたします。</p> <p>原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議長（会長代理）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>以上で、議事として提案した案件について終了します。</p> <p>次に、日程4のその他ですが、4月28日に農政振興部会を書面協議により開催しておりますので、高橋農政振興部会長から協議内容の報告をお願いします。</p>
<p>高橋農政振興部会長</p>	<p>農政振興部会報告をいたします。</p> <p>令和5年度第1回農政振興部会については、4月中に書面協議にて開催いたしました。協議事項は2つ、いずれも昨年度から大きな変更点はありません。</p> <p>はじめに、令和5年度 農地利用状況調査の実施要領について、事前配布した定例総会報告用資料の7全体スケジュールのとおり、5月29日の区部会で実施方法を説明し、6月～7月にかけて委員・事務局による農地パトロールを実施、7月の区部会に併せて検討会を開催して対象農地の判定を行ったうえで、8月のお盆前ま</p>

<p>議長（会長代理）</p>	<p>でに適正管理を促す指導文書等を発送する流れとなります。</p> <p>この流れは、最適化活動の目標の強化月間にも関連しますので、</p> <p>1つめとして、6～7月に委員及び事務局で所管区域の全ての農地をパトロールし、結果を記録・保管すること。</p> <p>2つめとして、7月の区部会に合わせて遊休農地に関する検討会を開催して対象農地を判定すること。</p> <p>3つめとして、8月のお盆前までに指導対象農地に適正管理を促す文書を発送すること。</p> <p>以上の3点について、確実に対応することとし、大変忙しい時期に重なりますが、遊休農地の発生防止と解消に向けて、ご協力をお願いします。</p> <p>次に、令和5年度 農作業賃金・作業料金の実勢額調査の実施要領については、事前配布した定例総会報告用資料のとおりとなります。</p> <p>1点、公表方法について、統合後の対応として、農業委員会だよりへの掲載や別途チラシを折り込んでの配布を行わなかったところ、これまでのように配布を求める意見が多数寄せられた区があったため、対応を検討してほしいとのご意見が委員からありました。</p> <p>そのため、例年、区産業振興課のほうで2月中旬ごろ配布する米の需給調整の営農計画書の配布に併せて配布できるよう調整することとし、区部会・農政振興部会で確認後に配布準備を行う流れとしました。</p> <p>総会での報告前に配布する形となりますが、区部会・農政振興部会で内容の確認等をきちんと行いますので、このような流れとなりますことについて、ご了解くださいますようお願いいたします。</p> <p>農作業賃金・作業料金の実勢額調査については、10月の区部会開催時に、各区事務所単位で説明があると思いますので、その際には対応をお願いします。</p> <p>以上で、農政振興部会の報告を終わります。</p> <p>ただいま、農政振興部会長より報告がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>（発言なし）</p>
-----------------	--

<p>議 長（会長代理）</p>	<p>高橋農政振興部会長、ありがとうございました。 次に、その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>（発言なし）</p>
<p>議 長（会長代理）</p>	<p>それでは、事務局から何かありませんか。</p> <p>（なし）</p>
<p>議 長（会長代理）</p> <p>終了時間 15：19</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和5年度5月定例総会を閉会いたします。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長

署名委員

署名委員
